

平成 25 年度 兵庫県知事指定
建築士法第 27 条の 2 第 7 項による

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 開催のご案内 (建築 CPD 認定プログラム)

主催 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
共催 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
後援 兵 庫 県

この研修は、平成 18 年度の法改正によって、建築士事務所業務の適正化と建築主の利益保護を担う団体として法定化された一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会と都道府県建築士事務所協会が、従前の「管理講習会・開設者研修会」に替え、平成 24 年度より建築士法第 27 条の 2 第 7 項の規定に基づき、新たな枠組みで実施しております。本研修は建築士法第 22 条に定める設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めることを目的とした研修で、通算 24 回目を数え、兵庫県知事指定を受けて開催するものです。(建築士法第 22 条の 2 に定める講習会ではありません) 本研修は常に変化する社会の要求に的確に応えられる建築士事務所の管理・運営に係る内容となっており、ますます開設者、管理建築士の役割が重要になる中、兵庫県県土整備部建築指導課職員による講義科目を盛り込み、より有益で実務に即した研修としています。

つきましては、下記の受講対象者に該当する方は、この機会に是非とも受講されますようご案内いたします。

なお、受講者には講習終了後、受講修了書を発行いたします。

記

1. 対象者

次の建築士事務所の開設者及び管理建築士並びに建築士事務所に所属する建築士

- (イ) 平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月末までに建築士事務所登録を更新される方
- (ロ) 平成 25 年中に同登録を更新された方で昨年の研修会を未修了の方
- (ハ) 平成 24 年 9 月以降に建築士事務所を新規登録された方

2. 日 時

- ・神戸会場：平成 25 年 10 月 30 日（水）9 時 30 分～16 時 20 分（受付 9:15～9:30）
- ・姫路会場：平成 25 年 11 月 13 日（水）9 時 30 分～16 時 20 分（受付 9:15～9:30）

3. 会 場（各会場定員 100 名 定員に達し次第締め切ります）

- ・神戸会場 兵庫県民会館 11F パルテホール
神戸市中央区下山手通 4 丁目 16-3 TEL (078)321-2131
- ・姫路会場 姫路商工会議所 本館 5F 501 ホール
姫路市下寺町 43 TEL (079)222-6001

4. 受講料（消費税込・テキスト代含） ※ 欠席された場合、受講料は返金致しません

当会会員 12,000 円 会員外 16,000 円

5. テキスト（当日配布）

「新しい建築士事務所の業務と展望」編集発行 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

7. 振 込 先

ゆうちょ銀行 郵便振替払込口座番号 01140-7-72695
三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金 口座番号 3251105
口座名義 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会

※ 振込手数料は申込者各自でご負担ください

※ 金融機関発行の受領証を受講料領収書に代えさせていただきます

6. 申込方法

①受講申込書、②整理票、③受講料お振込後の払込票兼受領証のコピーを、受講申込用返信封筒(切手不要)へ同封し、本会へ郵送にてお申し込みください。

※ 写真の裏面へ氏名をご記入ください ※ 定員に達し次第締め切ります

※ 申込み受付後、①受講申込書を受講券としてFAXで送信いたしますので、
 研修会当日必ずご持参願います。
 (研修日1週間前までにFAXが届かない場合はご連絡ください)

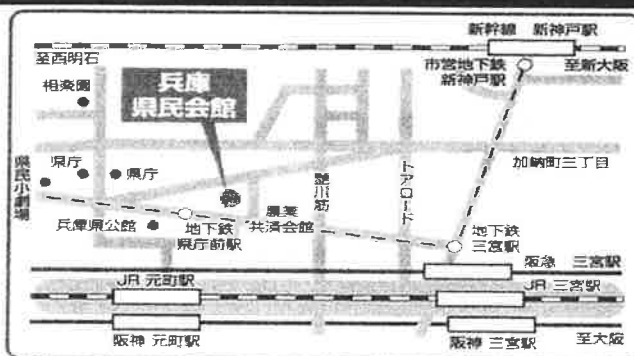
8. プログラム (敬称略)

標準時間	時間	項目(内容)
9:15～9:30	15分	受付
9:30～9:40	10分	開会挨拶 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 会長 山本康一郎 受講説明
9:40～11:10	90分	講義「A. 基礎編」 I. 建築士及び建築士事務所の倫理と責務 II. 建築士事務所の運営管理 III. プロジェクト業務の運営管理 IV. 建築士事務所の労務・財務管理 講師 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 副会長 原田敏文
11:10～11:20	10分	休憩
11:20～11:50	30分	講義「B. 実務編」 II. 建築士事務所のリスク1～3、5～7 講師 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 理事 西山勝敏
11:50～12:20	30分	講義「B. 実務編」 II. 建築士事務所のリスク4 建築士事務所賠償責任保険の事故例に学ぶ 講師 有限会社 日事連サービス 顧問 中川孝昭
12:20～13:20	60分	昼食休憩
13:20～14:50	90分	講義「B. 実務編」 I. ニーズ変化と持続的経営のための対応 講師 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 理事 柏本 保
14:50～15:00	10分	休憩
15:00～16:00	60分	講義「C. 地域編」 兵庫県からの情報提供 講師 兵庫県 県土整備部 住宅建築局建築指導課 担当者(予定)
16:00～16:20	20分	受講証明書の交付、 閉会挨拶 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 担当理事

※ 都合により講師、時間割を変更する場合があります

9. 会場 公共の交通機関をご利用ください

■ 神戸会場 (兵庫県民会館)



- ・ JR元町駅東口から、阪神電鉄元町駅東口から徒歩7分～10分
- ・ 阪急電鉄三宮駅から、花隈駅から徒歩15～18分
- ・ 神戸市営地下鉄県庁前駅東1番出口から徒歩2～5分

■ 姫路会場 (姫路商工会議所)



- ・ 姫路駅より徒歩20分
- ・ 姫路駅より神姫バス
 - ① 日出町行き乗車→商工会議所前下車、
 - ② 鹿島神社行き、夕陽ヶ丘行き、別所駅行き乗車→坂田町下車

申込・問い合わせ先 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会

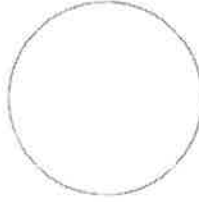
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号 兵庫県林業会館2F
 TEL 078-351-6779

受付印

平成 25 年度

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

受講者申込書 兼 受講券



受講者の
写真を貼付
して下さい
縦 4.5cm×
横 3.5cm
無帽、無背景、
正面上 3 分身の
証明写真

* 受講番号	会 場	日時、場所 (受付 9:15 より 研修 9:30~16:30)
	神戸会場	平成 25 年 10 月 30 日(水) 兵庫県民会館 11F パルテホール
	姫路会場	平成 25 年 11 月 13 日(水) 姫路商工会議所 本館 5F 501 ホール

- ※ 受講会場の決定は希望された受付順で行いますが、定員を超えた場合ご希望に副えないことがあります。
- ※ 受講番号が書かれた会場で講習を受講してください。テキストは会場受付にて配付します。
- ※ 当日は本票(受講番号及び受付印の押印された受講申込書)を必ずお持ち下さい。

一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 殿 次のとおり標記研修会の受講を申し込みます

受 講 者	フリカ`ナ	(姓)	(名)	性 別
	氏 名			男 ・ 女
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 年 月 日		
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者である		2. 開設者でない
	管 理 建 築 士	1. 管理建築士である		2. 管理建築士でない
	建 築 士 資 格	1. 一級	2. 二級	3. 木造 4. 無資格
	建築士登録番号	() 都 道 府 県 第 号		
勤 務 先 建 築 士 事 務 所	フリカ`ナ			事務所 種別
	事務所名			1. 一 級 2. 二 級 3. 木 造
	所 在 地	〒 () 兵庫県		
	電 話	- -	F A X	- -
	U R L	http://		
	Eメール			
	最新の事務所登録年月日	平成	年	月 日
	建築士事務所登録場号	第		号
受 講 料 (テキスト・消費税含む)	1. 当会会員 13,000円 (会員番号) 2. 非会員 16,000円 受講料は、平成 25 年 月 日、合計 円 銀行・郵便局 に振込み済。			
受講希望会場	1. 神戸会場 (兵庫県民会館) 2. 姫路会場 (姫路商工会議所)			

注 意

- ① 太枠内はもれなく正確にご記入下さい。(この申込書により受講証明書を作成し受講履歴等を管理します)
- ② 必ず受講される方の写真を貼付して下さい。 * URL 及び Eメール欄は任意です
- ③ 項目に選択項目または番号がある場合は、受講者の講習日現在として○印で囲んでください。
- ※ 個人情報の取り扱いについて 受講申込書により取得した受講者に係る個人情報は、日事連及び単位会が研修を実施するにあたり、受講履歴の管理、受講証明書の発行及び研修の案内を行うために利用します。

建築士法第27条の2第7項に基づく

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」 の受講のお勧め

- 平成24年度より、新たに建築士法第27条の2第7項に基づく「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」がスタートしました。
- 建築士法の改正により開設者と管理建築士の役割・責任は一段と重くなり、最新の技術や法制度への精通が業務委託者(建築主)から求められています。
- 開設者及び管理建築士の方は5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて本研修会を定期的に受講されることをお勧めします。

1. この研修会を受講する意義は？

- (1) 平成18年の建築士法の改正により、管理建築士は3年以上の実務経験と「管理建築士講習」(法定講習)の受講・修了が必要となりました。
- (2) しかし、この「管理建築士講習」は、1回のみ受講・修了すれば終身有効となっており、また、建築士でない開設者に対しては法定講習等の受講義務は一切ありません。
- (3) 建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者(建築主)に対する責任を負っています。
- (4) このため開設者と管理建築士は、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。
- (5) 本研修会は、建築士事務所の運営・管理を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、継続的に資質の維持向上を図り、業務委託者(建築主)の期待に応えるべく、業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。
- (6) 建築士事務所の開設者及び管理建築士の皆様におかれましては、ぜひ本研修会を定期的に受講し、資質の維持向上にご活用下さい。

2. 研修会の講義内容は？

■ 研修会は①基礎編、②実務編[応用編]、③地域編の三編から成り立っています。テキストの主な内容(基礎編、実務編[応用編])は以下のとおりです。地域編の内容は各事務所協会によって異なります。

①基礎編

- I. 建築士及び建築士事務所の倫理と責務
- II. 建築士事務所の運営管理
 1. 建築士事務所の開設等
 2. 建築士事務所の維持管理
- III. プロジェクト業務の運営管理
 1. 業務委託契約
 2. 設計及び工事監理等の実施
 3. 外注委託の管理
- IV. 建築士事務所の労務・財務管理
 1. 労務管理
 2. 原価管理と財務管理

②実務編[応用編]

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">I. ニーズの変化と持続的経営のための対応<ol style="list-style-type: none">1. 設計者選定について2. 設計・工事監理業務の基本的な流れの変化3. 新築中心から維持管理・リノベーション重視へ4. 設計基準の多様化とその対応5. 安全・安心への取り組み6. 環境への対応7. ユニバーサルデザインへの対応8. イノベーションの可能性9. 景観まちづくり10. その他の重要情報 | <ol style="list-style-type: none">II. 建築士事務所リスク<ol style="list-style-type: none">1. リスクへの対応の必要性2. 建築士事務所の業務継続と継承問題3. 苦情解決業務の事例に学ぶ4. 建築士事務所賠償責任保険の事故例に学ぶ5. 係争事例、判例に学ぶ6. 懲戒処分・監督処分の事例に学ぶ7. 情報セキュリティ問題の事例に学ぶ |
|--|---|

※②実務編[応用編]は、各事務所協会により研修内容が異なります。

3. この研修会の位置付け

建築士法第27条の2第7項に基づく
**「開設者・管理建築士のための
 建築士事務所の管理研修会」**
 の位置付け(イメージ)

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

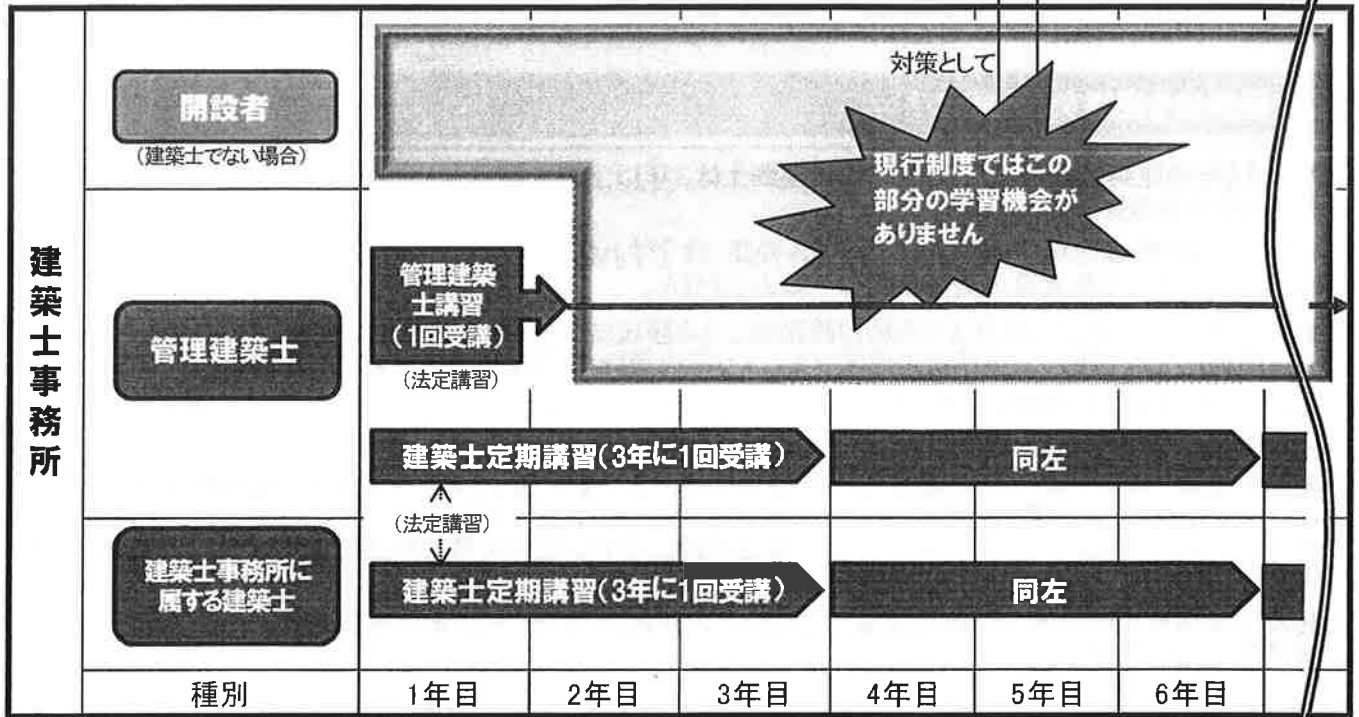
開設者・管理建築士としての継続的な資質の維持向上

【基礎編】

・建築士事務所に関する法令・品質管理等の重要事項

【実務編[応用編]】

・建築士事務所の持続的経営やリスク等の実務関連事項



4. 各講習・研修の実施根拠等

講習・研修	実施根拠	受講頻度	目的	講義内容等
本研修会	建築士法 第27条の2第7項	5年に1回 (推奨)	開設者・管理建築士 の継続的な資質 の維持向上	【基礎編】 ・建築士事務所に関する法令・品質管理等の重要事項 【実務編[応用編]】 ・建築士事務所の持続的経営やリスク等の実務関連事項
管理建築士講習	建築士法 第24条第2項 (法定講習)	1回	管理建築士の 要件強化	【法令科目】 ・関係法令のうち建築士事務所に関する事項 【品質科目】 ・建築士事務所における業務の進め方、経営管理、技術者管理に関する事項 etc.
建築士定期講習	建築士法 第22条の2 (法定講習)	3年に1回	所属建築士としての 資質の維持向上	【法令科目】 ・関係法令の最近の改正内容等 【設計・工事監理科目】 ・最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、事故・処分事例 etc.